

会 議 録

1 会議名

第3回柿崎区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1)協議事項（公開）

- ・地域活動支援事業採択決定

3 開催日時

令和元年6月7日（金）午後6時から7時13分まで

4 開催場所

柿崎コミュニティプラザ 305～307会議室

5 傍聴人の数

7人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く） 氏名（敬称略）

- ・ 委 員：小出優子（会長）、金子正一（副会長）、薄波清美、太田健一、片桐充、加藤満、白井一夫、武田正教、新部直彦、榆井隆子、引間孝史、吉井一寛、渡邊征雄
- ・ 事 務 局：柿崎区総合事務所 滝澤良文所長、保倉政博次長、風巻雅人総務・地域振興グループ長、山田幸江産業グループ長、柳澤一幸建設グループ長、柿村勇市民生活・福祉グループ長、平野真教育・文化グループ長、村山巧地域振興班長、長井英紀主任（以下グループ長はG長と表記）

8 発言の内容（要旨）

【保倉次長】

- ・ 会議（地域協議会）の開会を宣言

- ・ 7 番 佐藤委員、 9 番 高野委員、 1 4 番 湯本委員の欠席を報告
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、会議の運営は会長が行う旨を説明

【小出会長】

- ・ 会長挨拶
- ・ 会議録署名委員に 1 0 番 武田委員を指名

【小出会長】

次第 4、「協議事項」に入る。
地域活動支援事業の採択事業を決定する。
採点結果について、事務局から説明をお願いする。

【長井主任】

- ・ 資料 N o . 1 により報告

【小出会長】

委員に質問や意見を求めるがなかった為、柿崎区地域活動支援事業の採択に移る。

【小出会長】

資料 N o . 2 の左側、「柿崎区における地域活動支援事業採択方針」の第 2 条では、「優先して採択する事業のうち共通審査基準の評点の高いものから順に採択する」とされている。

また、同第 2 項では、「共通審査基準の評点が、柿崎区地域協議会が別に定める基準に満たない事業は採択しないことができる」となっているが、この基準とは評点が 1 5 点以上のことを指している。

資料 N o . 1 を改めてご覧いただくと、評点は一番高かった正直地区振興会の 2 0 . 6 2 5 点から 1 3 位の柿崎子ども会連合会の 1 7 . 6 8 8 点までとなって

おり、提案のあった13事業すべてが基準の15点以上となっている。このため、現時点においてこの規定により不採択となる事業はない。

【小出会長】

引き続き、採択事業を決定していく。

今ほども説明したとおり、評点の高い順に採択していく為、点数順位1位の正直地区振興会から採択となる。引き続き、順を追って採択してくると12位の柿崎農業の未来を考える会までが満額採択となる。

この12事業について、補助希望額満額で採択することに異議はないか。

— 異議なし —

【小出会長】

それでは、点数順位1位から12位までの12事業を満額で採択する事に決定した。

次に、現時点での補助金採択額は718万6千円、1万4千円の補助残額となる。

13位の柿崎子ども会連合会は不採択ではないが、30万円の補助希望額に対し1万4千円の補助金しか充てられないという状況である。

一般的に考えて、これでは事業の実施は難しいと思われるが、提案団体の意思確認を行う必要があると思われる。

については、事務局の方で、柿崎子ども会連合会に1万4千円の補助金で採択を受けられるかどうか、あるいは辞退されるかの確認を行ってほしいと思うが、いかがか。

【新部委員】

全ての事業が15点以上で採択基準の評点に達していて、1番目から順番に採択されるとなると、13番目の事業は補助希望額満額での採択ではなくなる。

30万円の補助希望額に対して1万4千円の補助金では、辞退されるのではないと思う。そうではなく、せっかく皆さんこれだけの提案をされて、全事業が

評点を満たしているのに、13事業全てを採択し、オーバーする28万6千円については全ての提案団体から一律に減額してもらい、平等に採択してあげたら良いと思うが、いかがか。

【小出会長】

柿崎の審査基準では「上位から」という事になっているため12番目までを採択したが、他の区では違う基準もある様だ。いかがか。

【新部委員】

例えば、⑤発展性の平均点で、継続事業では3点が最高点だが、その中に3点に満たない申請団体も4つある。しかしこの13番目の団体は全てクリアしている。やはり、そういった点も含め内容を細かく吟味すると、この13番目の団体に1万4千円の補助金しか充てられないという打診の仕方をされるのはいかがかと思う。

【武田委員】

私も新部委員の意見に賛成である。特にこのジュニアリーダーは柿崎町時代からずっと続いている団体なのだが、長年やってきて今年は予算がないとなると活動がまともにできるのか不安である。1年間の活動がままならないとなると来年以降この団体はどうなるのか。ずっと長くやってきている団体なので、何とか補助してあげたい。満額とはいかなくても、数パーセントずつ他の団体から減額してもらい20万円前後にでもなれば冬のお楽しみ会くらいはできる様な形になっていくのではないかと思うが、いかがなものか。

【新部委員】

自分なりに色々検討して、13団体同じ条件で平等に減額をして配分すると71万9千8百円の補助になり、2千円しか残らなくなる。

具体的に申し上げれば、1番目の正直地区の60万4千円は私の計算では58万1千円になる。13番目の30万円の希望額は28万8千円になる。そういった感じに全団体一律に減額すれば全団体が採択になる。そういうようにして、全

団体を採択してあげた方がいいと私は思う。

【白井委員】

8回目の提案で限度額100万円という団体が2組ある。それに対して3回目の提案で13番目の柿崎子ども会連合会が、せつかく子どもを育てるという事を目的としている団体であるにも関わらず支援を受けられないというのはいかかなものかと思う。今、新部委員が言われたように一律に減額するという事に賛成である。

【新部委員】

ある率で計算すると希望額1千円あたり38円の減額。事務局の方でもそういう計算をされていると思うが、それぞれ38円の計算で掛けていくと、先程申し上げたように、

1番目が58万1千円（希望額：60万4千円）。

2番目が64万円（希望額：66万6千円）。

3番目が24万6千円（希望額：25万6千円）。

順に…

48万1千円（希望額：50万円）。

95万6千円（希望額：99万4千円）。

96万2千円（希望額：100万円）。

96万2千円（希望額：100万円）。

33万7千円（希望額：35万1千円）。

17万5千円（希望額：18万2千円）。

45万2千円（希望額：47万円）。

59万5千円（希望額：61万9千円）。

52万3千円（希望額：54万4千円）。

28万8千円（希望額：30万円）。

トータル719万8千円で（配分額：720万円に対し）2千円の残り。そういう形で、私は提案事業の全てを拾ってあげたいと思う。

【風巻G長】

1点ご確認頂きたいことがある。資料NO.2の「柿崎区における地域活動支援事業採択方針」を地域協議会でお決め頂き、第2条に「事業の採択等」が謳われている。そこでは、共通審査基準の評点の高いものから順に採択するとされており、その採択するものには補助金の金額も含まれているという風に一般的には解釈できると思う。その点との兼ね合いをどういう風に整理するのかというところが1つ必要になってくるのではないかと思う。

【滝澤所長】

採択方針は、この協議会の皆さんがお決めになった事であり、今、事務局のG長が申し上げたのは、第2条から第3条にかけての部分を皆さん方でもう一度ご確認を頂きたいという意味である。

このまま読んでいくと、第2条ではいわゆる上から順に決めていくという事となる。「地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、その他の事業について同様に採択することができる」、という内容もこれまでご確認頂いた部分である。そして、今出ている意見を整理するとすれば、「補助金の額等」という第3条の2「地域協議会が必要と認めるときは、補助金の額を減額することができる」、という部分。第2条から言えば希望額満額で採択される事になるが、第3条の関連でそれを取ってくつがえすことができるのかできないのかという事を皆さん方で今一度整理していただきたい。

【小出会長】

初めて提案された団体で評点の基準をクリアしているのに減額されるのはどうかという思いもある。また、結構高額な要望をしている団体で、長い間継続している団体でも発展性の平均点が3点に欠けるところもある。そういうことも考えた方がいいのではないか。初めて提案された団体が減額されるというのはいかかなものか。

【薄波委員】

希望額を4万円程減らされて、事業が計画通りにできるのかという心配はあ

る。各団体にまた確認をしなくてはいけなくなると辞退するようなどころが出てこないか心配である。

【吉井委員】

非常に難しい問題だと思う。採択方針から見ると順位の1番目～12番目までを採択して、13番目が採択できないという形になる。ところが、今、新部委員、武田委員の提案で、全部の提案団体から少しずつ減額して13団体全てを採択したらどうかという話があった。これは我々が既に採択方針として決めたものを我々自身が守らないという事になるので苦渋の選択である。それで、それもどうかと考えていたところに滝澤所長からご提案・アドバイスがあつて、第3条の第2項に「地域協議会が必要と認めるときは、補助金の額を減額することができる」という規定があり、我々がそれを事前につくつてあつたということであつた。それを知り雲が晴れた気分である。

それで、今我々が議論しなければいけないことは、「地域協議会が必要と認めるときは減額する」という事項があるので、我々がこの時点で減額を必要と認めるかどうかである。その結果、減額が必要と認めた場合には、提案団体からなぜそんな採択方針にそぐわない事を行ったのかと言われたとしても、採択方針に基づき我々が減額を必要と認めたので減額したとはっきり言える。なので、我々地域協議会のメンバー全員が責任をもって減額が必要との意見になれば、一律に減額をして全ての提案を採択するという事は非常にいい決定事項であると私は判断する。

【太田委員】

第3条の第2項では、「地域協議会が必要と認めるときは、補助金の額を減額することができる」とある。

13番目の団体は子ども、ジュニアリーダー、シニアリーダーを養成するという歴史のある団体である。是非皆さんと協議しながら採択していければと思っている。

【渡邊委員】

事業提案団体に、こういう採択方針でいきますよと条文の細かいところまで説明がされていたかどうかという辺りが問題だと思う。この3条の2項、「必要と認める」というのは、結果として好ましい状態にならなかったために、その部分をこういった条文の解釈で解決しようとしている訳である。結論が出てからダメだという判断をしたとなれば、採択方針たるものは何だという疑問が生じる部分である。難しい部分はあるが、ここで協議して決定すればいいのではないかと思う。

私も全ての事業を拾ってあげたいという気持ちは山々であるし、皆さんのご意見も分かるが、あらかじめ示したものと結論が違っていたと判断されることがないようにしなければならないと思っている

【小出会長】

他に意見はないか。

【小出会長】

では、「減額することができる」という規定に基づき、減額して13事業全てを採択した方がいいのではないかという事で決議をとっても良いか。

全部の団体から一律というのは新部委員の案である。例えば3点から欠けている団体から減額するとか色々なやり方があると思うし、新規で提案した事業が減額されるというのは酷だとも思う。どういう風に減額するかは次の議論になるが、13事業を全て採択した方がいいのではないかという案に賛成の方は挙手をお願いします。

— 賛成委員、挙手 —

【小出会長】

では、多数決で「13事業を採択する」ことに決定し、進めることとする。

新部委員の案は、一律の掛け率で全ての団体から減額するという案である。

私の個人的な感覚としては、新規提案団体から減額するというのは理屈に合わない様な気がする。そうした時に、100万円という高額な提案をしている団体

で発展性の平均点が3点に欠けている等の部分で検討したらどうかというのが私の案である。他にどのような方法で減額していったら良いか提案を求める。

【薄波委員】

初めて提案する団体が、計画通りに補助金を頂けないと計画自体が頓挫しないかという心配があるので、複数回提案されていて事業に慣れている団体から減額してもらおう事はできないか。

【小出会長】

発展性で3点の基準をクリアしていないのは提案回数10回目の「まちづくりカレンダー作成事業」と提案回数8回目の「かきざき湖八重桜広場の周遊路整備事業」、提案回数8回目の「黒川・黒岩ふれあい事業」、提案回数10回目の「柿崎夕日フェスティバル事業」。

薄波委員が言われた様に、これらの団体は活動に慣れた団体の皆さんだと思ふ。

【太田委員】

減額という事に決定したので、先程新部委員が言われた全部の団体から一律に減額するという方が大義名分が立つのではないか。

【吉井委員】

発展性の平均点が3点に満たない団体からの減額という話が会長からあったが、この議論は今回の採択をする前に十分議論をしてこれを外そうとみんなで決めたことである。それを蒸し返して、そこにまた話を戻そうというのは反対である。減額する方法としては一律に減額するということが私は説明がつくのではないかと思う。

【武田委員】

新部委員の意見に賛成である。各団体が事業費をできるだけ抑えてきている中で、既存の事業であるからとか、何回目だからとかいうことで大きく減額してし

まうと事業が出来なくなると思う。長年行ってきた事業が出来なくなるとい
うのは、地域に与える影響も大きい。平均して3%~4%の減額であればどうに
かお願いできるかもしれないが、1割の減額となると運営上大変なのではない
か。そういう面からも、新部委員提案の3%位の減額というのはいい数字ではな
いかと思うので賛成である。

【榆井委員】

実際に見積りを取っていて、それ以上どうにもならないという提案団体もある
のではないかという心配もあるが、やはり3%程度の減額というのは今回の場
合、妥当ではないかと思う。お茶代や雑費等の内容を見直していただければと思
う。

【引間委員】

私も均等に減額することに賛成である。

新部委員にお聞きしたいのだが、先程計算して数字を出していただいたが、計
算式を教えて頂けないか。

【新部委員】

超過額が28万6千円なので、 $28万6千円(超過額) \div 748万6千円(全提案事業の補助希望合計額) = 0.03820464867\dots$ 。

0.038で計算すると、1千円あたり38円の減額ということで、今回補助
上限額100万の事業の減額は3万8千円。そして1番低額の18万2千円の事
業は6,916円の減額。補助金は千円単位の為端数は前後するが、最高で3万8
千円の減額である。

一部の委員から、減額により事業に支障をきたす団体があるのではないかとい
う意見があったが、例えば新規の事業である柿崎まちづくり振興会の電子書籍化
事業は(希望額)35万1千円のところを1万3,338円の減額という事にな
る。私はこの程度の減額で事業ができないとか、支障をきたす団体はないと思
う。

【加藤委員】

今程提案されている通り、一律減額で良いと思う。

【片桐委員】

私は、減額して全事業を採択するという事に反対である為、意見はない。

【小出会長】

新部委員が提案された減額の計算式を用いて全事業から一律に減額しようという案に賛成する意見が多いようだが、挙手で決定したいと思う。賛成の方は挙手をお願いする。

— 賛成委員、挙手 —

【小出会長】

多数決により、新部委員提案の計算式で減額させていただく案に決定する。

【風巻G長】

今程お決め頂いた方法で再度事務局の方で計算をさせていただき、その額で採択を決定して頂きたいと思うので、若干休憩を取って頂けないか。

【小出会長】

それでは、若干休憩に入らせていただく。

— 休憩 —

【小出会長】

再開する。

今、お手元に減額された補助金を記載した資料をお配りさせていただいた。合計額が719万4千円になった。6千円の残額について、休憩中に新規事業が6つあるので、そこに1千円ずつ配分したらどうかという意見があった。これにつ

いては減額をする事もできるが地域協議会が必要と認めて減額したものであるの
で、減額部分に加算しても良いと思うがいかがか。

新規事業に1千円ずつ加算してもよろしいか。

【吉井委員】

計算式まで出して今決めたはずである。それぞれ減額して4千円余るという事
だったが、それが6千円になったという事で大きな違いはないと思う。なぜまた
ここで協議しないといけないのか。私は反対である。

【小出会長】

今、吉井委員から反対という意見があったが、たかだか6千円でも柿崎区に配
分された補助金なので何とか使いたいという気持ちはある。

新部委員からは賛成という意見も出たが、いかがか。

計算式で決定したのだからこれで良いではないかという意見も分かるが、やは
り余ってしまうのはもったいない。新規事業の方々からも減額して頂いたので1
千円でも多い方が良いのではないかと思うがどうか。

【小出会長】

それでは、このままの決定額で良いという方は挙手をお願いします。

— 賛成委員挙手 —

【小出会長】

多数決で、このままの額にさせていただき、6千円は返還させていただく。

【小出会長】

では、決定額を読ませて頂く。

1番（新規）正直地区振興会カローリング大会事業 決定額：58万円

2番（新規）改元記念・柿崎スマイルボウリング大会実施事業

	決定額：64万円
3番（10回目）ドーム周辺花いっぱい事業	決定額：24万6千円
4番（10回目）柿崎まちづくりカレンダー作製事業	決定額：48万円
5番（新規）人の和でつなぐコミュニティ活性化事業	決定額：95万6千円
5番（8回目）かきざき湖八重桜広場の周遊路整備事業	決定額：96万1千円
7番（8回目）黒川・黒岩ふれあい事業	決定額：96万1千円
8番（新規）復活！副読本「郷土柿崎のはぐくんだ人物」電子書籍化事業	決定額：33万7千円
9番（6回目）密蔵院周辺の整備および米山登山道古道整備事業	決定額：17万5千円
10番（新規）和楽器による高齢者の生きがい支援事業	決定額：45万2千円
11番（10回目）柿崎夕日フェスティバル事業	決定額：59万5千円
12番（新規）柿崎区農業の未来を考えるための地域ビジョン策定事業	決定額：52万3千円
13番（3回目）年末おたのしみ会並びに関連インリーダー・ジュニアリーダー・シニアリーダー養成事業	決定額：28万8千円

合計額：719万4千円となる。

これで採択させていただく。

【金子副会長】

今、採択を決定させていただいたわけだが、第3条2項「地域協議会は必要と認めるときは、補助金の額を減額する事ができる」という規定のもとに対応した。一律に減額になった理由を全ての提案団体にどのように通知するのか。

【滝澤所長】

事務局の手続きとして考えられるのは、提案書を頂いているので、それに対してまず補助金の採択決定額をお知らせする。それについては、今回の協議結果を報告させていただく中で、一律に補助金額を減額し、13事業を採択したという事をつけ加えさせて頂きたいと思う。

【小出会長】

ただいまの協議で採択事業の決定をいただいたが、最後に採択にあたり各事業に付帯意見を付けるかの確認をさせて頂く。

付帯意見を付した方が良い事業がある場合、どの事業に、どのような付帯意見を付けるか発言をお願いしたい。

— 発言なし —

【小出会長】

それでは本日採択された事業については、いずれも付帯意見なしと決してよいか。

— 異議なし —

【小出会長】

異議なしと認める。

以上で、協議事項「地域活動支援事業採択決定」を終了する。

【小出会長】

それでは、以上で協議事項を終了する。

【小出会長】

次にその他に移らせていただく。事務局から、何かあればお願いします。

【村山班長】

・第4回柿崎区地域協議会の開催について

日 時：令和元年7月16日（火）午後6時～

会 場：柿崎コミュニティプラザ 305～307会議室

【新部委員】

行政の方にお聞きしたい。頸北消防署が移転するという計画があると聞いている。後日でもよいが、その計画の進捗状況を教えて頂きたい。

【滝澤所長】

現時点で私どもは具体的な情報を頂いていない。次回の地域協議会の7月16日時点でも新規の情報がなければ、報告は無いものをご理解頂きたいと思う。

【小出会長】

本日の協議は終了したが、他に発言等はないか。

— 発言なし —

【小出会長】

・閉会を宣言

(午後7時13分閉会)

9 問合せ先

柿崎区総合事務所総務・地域振興グループ

TEL : 025-536-6701 (直通)

E-mail : kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。